米子市監査委員告示第１０号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和２年米子市監査委員規程第１号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年１１月１１日

米子市監査委員　野　坂　正　史
米子市監査委員　植　田　　昭
米子市監査委員　中　田　利　幸

１　監査の種類
定期監査
２　監査の対象
健康対策課
３　監査対象の概要
健康対策課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。
（１）保健事業の総合企画調整に関すること。
（２）保健衛生指導に関すること。
（３）母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定に基づく事務（同法の規定に基づく未熟児の養育医療に係る事務を除く。）に関すること（こども総本部こども相談課と共管）。
（４）予防接種に関すること。
（５）成人の健康管理に関すること（フレイル対策推進課の所掌に属する事項を除く。）。
（６）母子の健康管理に関すること（こども総本部こども相談課と共管）。
（７）総合的な子育て相談に関すること（こども総本部こども相談課及び教育委員会事務局学校教育課と共管）。

（８）感染症の予防及びそのまん延の防止に関すること。
（９）健康増進法（平成１４年法律第１０３号）で定めるところによる健康増進事業に関すること。
（１０）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第２８条第２項の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
（１１）米子市保健センターに関すること。

また、令和８年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和８年７月末日現在）は、別表のとおりであった。

４　監査の着眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

５　監査の実施内容

（１）監査の範囲

主として令和８年４月１日から令和８年７月末日までに執行された財務に関する事務

（２）監査の期日

令和８年９月２９日

（３）監査を執行した監査委員

野坂　正史・植田　昭

（４）監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

６　監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

（１）予算の執行と経理事務

ア　資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ　旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ　収入に関する事務については、次のとおりであった。

（ア）使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。

（イ）県支出金においては、適正に処理されていた。

（ウ）諸収入においては、次の不適切な処理があった。

ａ　納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成１７年米子市規則第４４号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ｂ　納入期限を指定していないものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ　報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ　報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ　需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ　役務費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成１７年米子市規則第４５号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク　委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ　使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

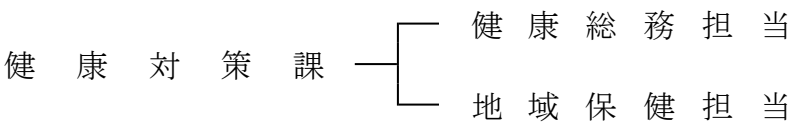
コ　負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（２）物品の管理事務

ア　備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ　郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別　図　組織図（健康対策課）




別　表　（健康対策課）

令和８年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和８年７月末日現在）

歳　　入　　（単位：円・パーセント）

| 費　　目 | A<br>予　算　現　額 | B<br>調　定　額 | C<br>収　入　済　額 | B　－　C<br>収　入　未　済　額 | C／A | C／B |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総　務　手　数　料 | 0 | 620 | 620 | 0 | － | 100.0 |
| 衛生費国庫負担金 | 54,743,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | － |
| 衛　生　費　県　負　担　金 | 12,282,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | － |
| 衛　生　費　県　補　助　金 | 2,753,000 | 2,323,000 | 0 | 2,323,000 | 0.0 | 0.0 |
| 雑　　入 | 233,876,000 | 73,856,850 | 8,844,500 | 65,012,350 | 3.8 | 12.0 |
| 合　　計 | 303,654,000 | 76,180,470 | 8,845,120 | 67,335,350 | 2.9 | 11.6 |

歳　　出　　（単位：円・パーセント）

| 費　　目 | A<br>予　算　現　額 | B<br>支出負担行為額 | C<br>支　出　済　額 | A　－　C<br>予　算　残　額 | C／A | C／B |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保健衛生総務費 | 309,427,000 | 127,943,979 | 108,454,969 | 200,972,031 | 35.1 | 84.8 |
| 健康増進事業費 | 378,733,000 | 18,030,442 | 12,629,392 | 366,103,608 | 3.3 | 70.0 |
| 予　　防　　費 | 850,562,000 | 122,465,875 | 121,118,253 | 729,443,747 | 14.2 | 98.9 |
| 合　　計 | 1,538,722,000 | 268,440,296 | 242,202,614 | 1,296,519,386 | 15.7 | 90.2 |

※繰越額を含む。